

信託法改正に伴う信託業法の見直しについて

平成 17 年 11 月 16 日(水)

金 融 庁

目次

- ・ 信託の仕組み
- ・ 信託に関する主な法制度と実態
- ・ 信託制度の変遷
- ・ 最近の信託業に関する規制緩和の流れ
- ・ 信託の主な種類
- ・ 信託勘定残高の推移
- ・ 信託業法の概要
- ・ 信託会社と他の金融業態の仕組み
- ・ 各金融業態における制度の概要
- ・ 信託法改正で検討されている新しい形態の信託
- ・ 新しい形態の信託の活用方法として指摘されている例
- ・ 信託法改正で検討されている受託者の義務の類型
- ・ 諸外国における信託制度の状況

信託の基本的な仕組み①

○ 信託とは

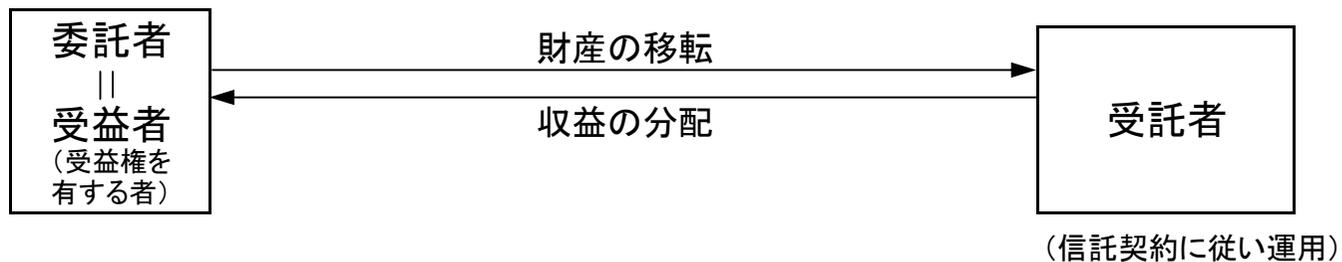
信託とは、委託者が、信託行為により、受託者に財産権を移転させ、信託目的に従い、委託者本人又は受益者のために、その財産を管理・処分させる制度。

(参考) 現行の信託法第1条

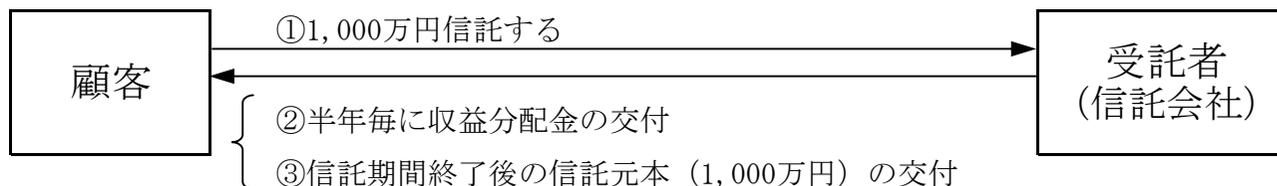
「財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為シムルヲ謂フ」

○ 信託の基本型

① 自益信託

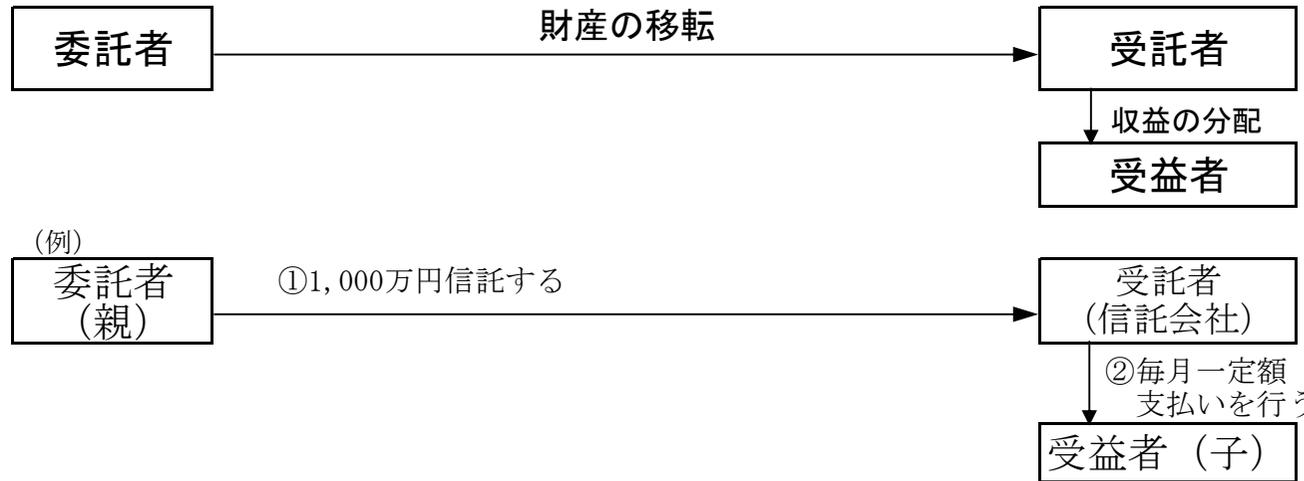


(例)

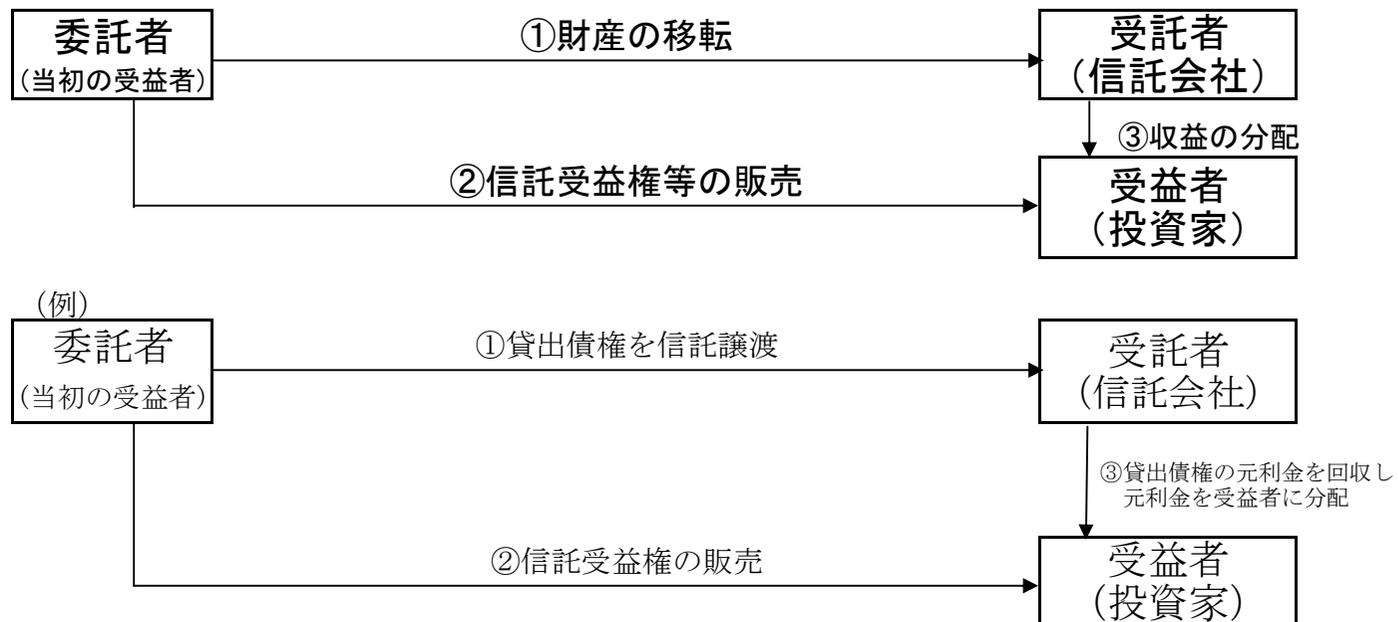


信託の基本的な仕組み②

②他益信託



○ 資産流動化の信託スキーム



信託に関する主な法制度と実態

(法制度)

- 信託法：信託に関する私法上の権利義務関係等を規定
- 信託業法：信託を業として営む信託会社に対する規制・監督の在り方を規定
- 兼営法：金融機関が信託業を営む場合の規制・監督の在り方を規定

(実態)

- 日本では、商事信託がほとんどであり、非営業信託の実例はほとんどない。これに対して、アメリカではファミリー・トラストや非営業信託も多い。(能見 善久著「現代信託法」)
- 平成 16 年の信託業法改正前は、兼営法上の金融機関のみが信託業の担い手となっていたが、同法の改正により、金融機関以外の信託業への参入が可能となった。

(参考) 信託業法の改正により、新たに参入した信託会社

- ・ SMLC 信託(株) (平成 17 年 5 月登録 (管理型))
- ・ ジャパン・デジタル・コンテンツ信託(株) (平成 17 年 5 月免許 (運用型))
- ・ (株)朝日信託 (平成 17 年 9 月免許 (運用型))
- ・ 日立キャピタル信託(株) (平成 17 年 9 月免許 (運用型))
- ・ ディービー・ファイナンス・ジャパン(株) (平成 17 年 10 月免許 (運用型))

(注) ディービー・ファイナンス・ジャパン(株)は、営業開始までに「DB信託株式会社」に変更

信託に関する制度の変遷

大正11年 信託法・信託業法の制定

経営基盤が弱い信託業者が存在していた当時の状況に鑑み、信用力のある健全な業者にのみ免許を与えるため、信託業法を制定。

昭和18年 兼営法の制定

銀行が認可により、信託業務を兼営できることとなる。

戦後まもなく、信託会社は銀行に吸収合併されたり、銀行業への転換が行なわれたことなどにより、信託業法に基づく免許を受けた信託会社は全て銀行となった。

その後、新たに信託業法に基づく免許を受けた信託会社は存在せず、兼営法により信託兼営の認可を受けた金融機関のみが信託業を行う状況が続く。

⋮

平成16年 信託業法の全面改正

- ・受託可能財産の拡大
- ・信託会社（運用型・管理型）制度の創設
- ・受託者の義務に関する規定の整備
- ・信託契約代理店制度・信託受益権販売業者制度の創設

今回 信託法改正に向けた検討（法制審議会）

- ・多様な信託の利用形態に対応するための整備
- ・当事者の私的自治を尊重する観点から、受託者の義務に関するルールの見直し

（信託法改正に伴う信託業法の整備）

最近の信託業に関する規制緩和の流れ

平成 5

○信託銀行以外の金融機関による信託銀行子会社方式での信託業への参入解禁

○地域金融機関本体の信託業への参入解禁

↓
信託銀行子会社・地域金融
機関の業務範囲を順次拡大

平成 14

○全ての金融機関について本体による信託業への参入解禁

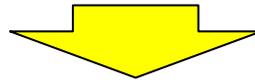
平成 16

○信託業法全面改正

・信託業の担い手拡大
(金融機関以外にも信託業への参入が可能に)

・受託可能財産の拡大
(知的財産権等が受託可能に)

・行為規制の整備
(受託者の義務や委託に関するルール整備)



信託法改正により、新しい形態の信託の導入や受託者の忠実義務等の任意規定化が検討されているが、どのように対応するか。

信託の主な種類

金銭信託（信託される財産が金銭であり、受益者に交付される財産が金銭である信託）

- 貸付信託・・・ 一般投資家向け。
主として貸付・手形の割引に運用。
貸付信託法により、個々の信託約款について、行政当局による承認等の規制あり。
- 企業年金信託・・・企業向け。
企業等が従業員の退職後に支払う年金等のための資金を積み立て、運用。
確定拠出年金法等による規制あり。
- 投資信託・・・ 一般投資家向け。
一般投資家等から、資金を集めプールし、それを専門家が投資家に代わって、株式、債券、不動産等に運用。
投資信託法により、個々の投資信託約款の行政当局への届出や運用制限等の規制あり。

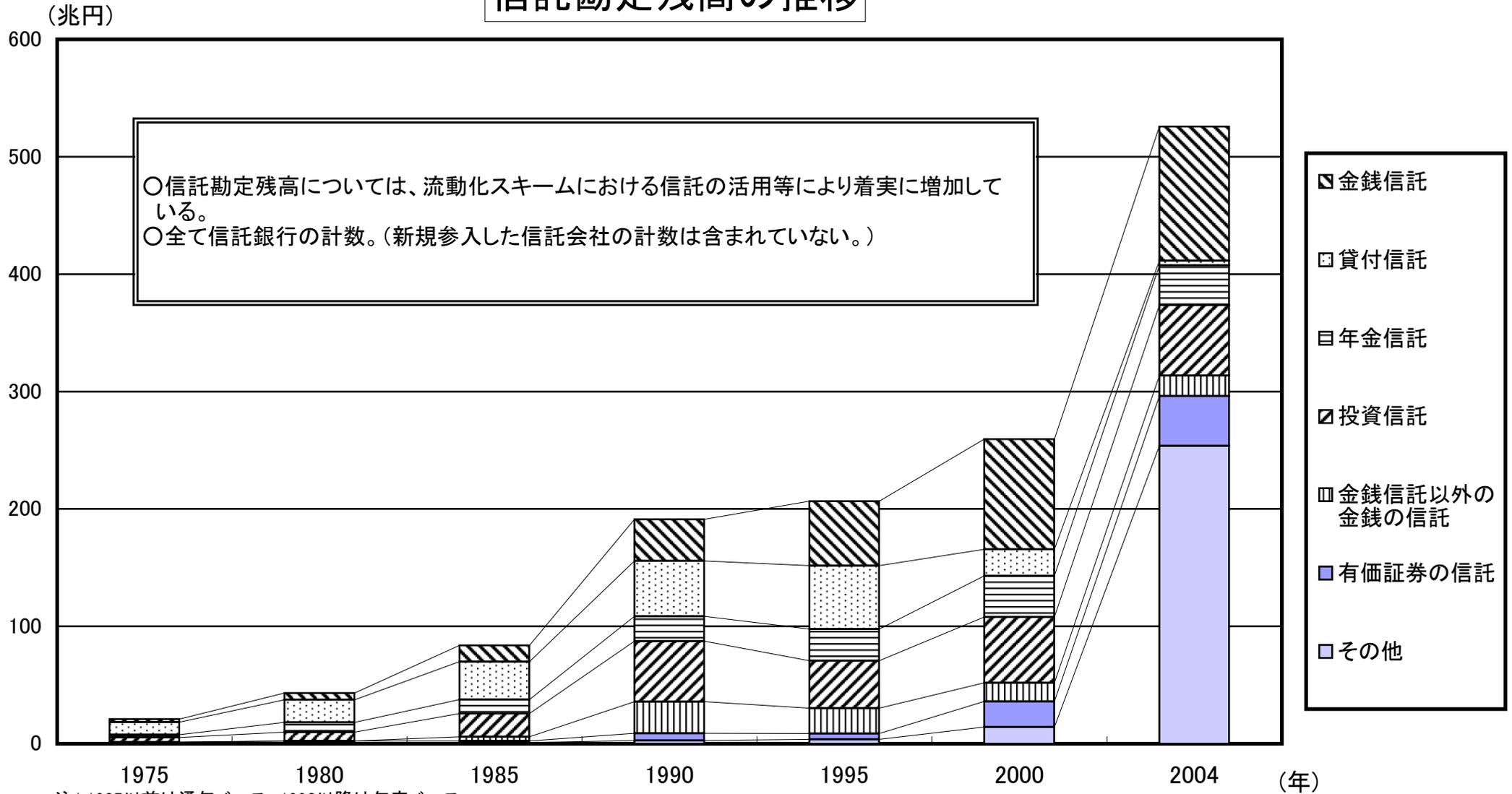
金銭信託以外の金銭の信託（信託される財産が金銭であるが、運用財産のまま受益者に交付される信託）

- 従業員持株信託・・・ 従業員を委託者とする信託。
企業の従業員が、給与等から積み立てた資金により自社株を購入するための信託。

金銭以外の信託（信託される財産が物である信託）

- 有価証券信託・・・個人投資家等から、有価証券を管理、運用又は処分のために受け入れる信託。
- 土地信託・・・ 個人投資家等から、土地を受け入れ、不動産の管理や賃貸事業を行う信託。

信託勘定残高の推移



注1:1985以前は通年ベース、1990以降は年度ベース。
注2:2004年の計数(その他)には、約182兆円の再信託を含む。

信託業法の概要①

受託可能財産

・・・財産権一般

信託会社

○ 参入基準

・ 信託会社の業務内容に応じ区分：

i) 一般の信託会社（免許制・最低資本金1億円）（4社。これに加え、兼営法に基づき認可された金融機関は48機関）

ii) 管理型信託会社（裁量性が低い業務のみを行なう信託会社）（登録制・3年毎の更新・最低資本金5千万円）（1社）

（注）グループ企業内の信託は届出のみで可

・ 基本的には株式会社

○ 行為規制等

・ 説明義務及び不当勧誘の禁止

・ 受託者責任（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等）

・ 業務の第三者委託に関するルール（委託先に対して受託者と同様の義務、委託元の信託会社の損害賠償責任）

○ 兼業制限（信託業務に支障を及ぼさない業務で、かつ、信託業務に関連し、付随するものに限定して承認）

○ 営業保証金の供託（運用型2,500万円、管理型1,000万円）

○ 情報開示

・ 信託財産状況報告書等の受益者への交付

・ 信託会社の業務状況・財産状況について公衆縦覧

○ 立入検査・業務改善命令・免許（登録）の取消し

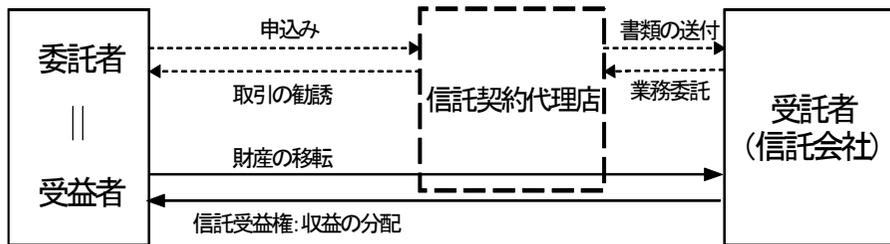
信託業法の概要②

信託契約代理店制度 (181社：金融機関が大宗を占める)

- ・ 信託契約の締結の代理又は媒介
- ・ 登録制（法人・個人とも可）
- ・ 説明義務及び不当勧誘の禁止
- ・ 所属信託会社による損害賠償責任

信託受益権販売業者制度 (342社：不動産関連業者が大宗を占める)

- ・ 信託受益権の販売又はその代理又は媒介
- ・ 登録制（法人・個人とも可、3年毎の更新）
- ・ 説明義務及び不当勧誘の禁止
- ・ 営業保証金の供託（1,000万円）

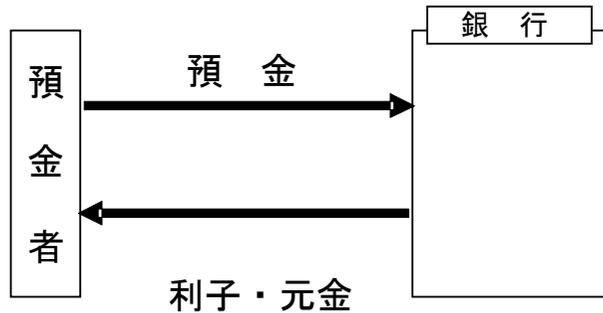


(注1) 受益者が自らの信託受益権の販売を業として行う場合は、当該受益者が信託受益権販売業者となる。

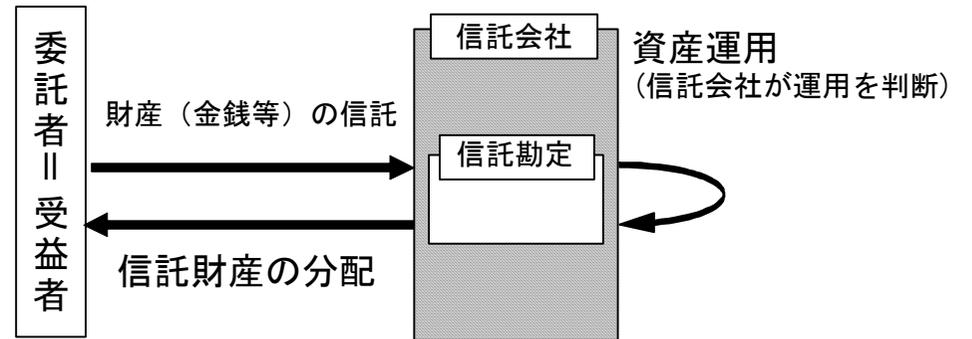
(注2) 受益者から信託受益権を取得して、その販売を業として行う者も信託受益権販売業者となる。

信託会社と他の金融業態の仕組み

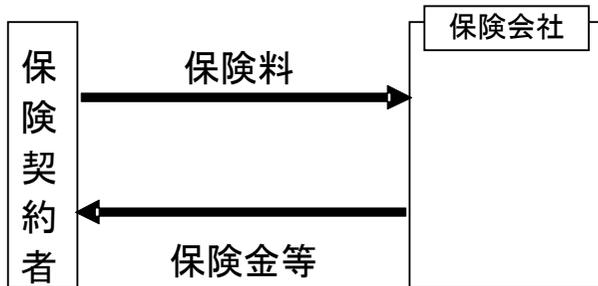
● 銀行・・・免許制



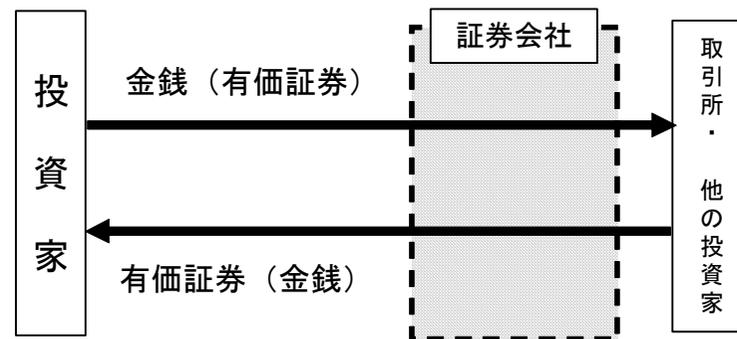
● 信託会社（運用型）・・・免許制



● 保険会社・・・免許制



● 証券会社・・・登録制



* 証券会社は、有価証券の売買の取次ぎをするだけで、運用の判断は行わない。

各金融業態における制度の概要①

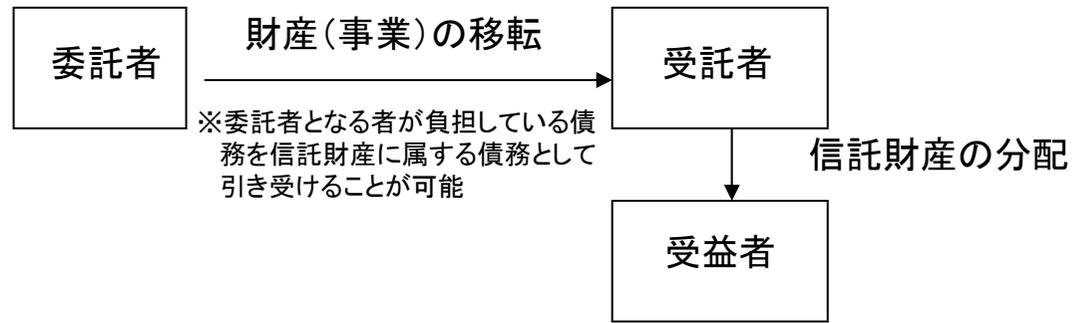
業 者	信 託 会 社 (運 用 型)	銀 行	保 險 会 社	証 券 会 社
根 拠 法 令	信託業法	銀行法	保険業法	証券取引法
運 用 対 象 資 産	資産一般	資産一般	資産一般	-
運 用 者 の 参 入 要 件	免許（法3条）	免許（法4条）	免許（法3条）	登録（法28条）
組 織 形 態	株式会社（法5条）	株式会社（法5条）	株式会社または相互会社 （法6条、令2条）	株式会社（法28条の4）
最 低 資 本 金 額	1億円 （法5条、令3条）	20億円 （法5条、令3条）	10億円 （法6条、令2条）	5000万円 （法28条の4、令15条）
兼 業 規 制	○信託契約代理業、信託受益権販売業、受託する財産と同種の財産の管理のほか、信託業務に関連する業務として承認を受けた業務以外、兼業禁止（法21条）	○固有業務のほか、付随業務、一定の証券業務、法定他業を除き、禁止（法10～12条）	○固有業務のほか、付随業務、一定の証券業務、法定他業を除き、禁止。（第97～100条）	○証券業、付随業務のほか、届出又は承認により他業兼業可（法34条）
商 号 規 制	○商号中に信託という文字を使用しなければならない（法14条①） ○信託会社でない者の信託会社と誤認される文字の使用禁止（法14条②）	○商号中に銀行という文字を使用しなければならない（法6条①） ○銀行でない者の銀行であることを示す文字の使用禁止（法6条②）	○商号又は名称中に生命保険会社又は損害保険会社であることを示す文字を使用しなければならない（法7条①、規則13条） ○保険会社でない者は、その商号又は名称中に保険会社であると誤認されるおそれのある文字の使用禁止（法7条②）	○商号中に証券という文字を使用しなければならない（法31条①） ○証券会社でない者の証券会社と誤認されるおそれのある文字の使用禁止（法31条②）
取 締 役 の 兼 職 制 限	○他の会社の常務に従事し、事業を営むには承認が必要（法16条）	○他の会社の常務に従事するには認可が必要（法7条）	○特定関係者に該当する銀行の使用人等を兼職することは禁止（法8条①） ○他の会社の常務に従事するには認可が必要（法8条②）	○金融機関の常務に従事することは禁止（法32条③） ○他の会社の取締役等に就するには承認が必要（法32条④）
主 要 株 主 規 制	○主要株主に係る届出等の規制（法第2章2節）	○主要株主に係る認可等の規制（法第7章の2）	○主要株主に係る認可等の規制（法第10章の2）	○主要株主に係る届出等の規制（法第3章第1節の2）

各金融業態における制度の概要②

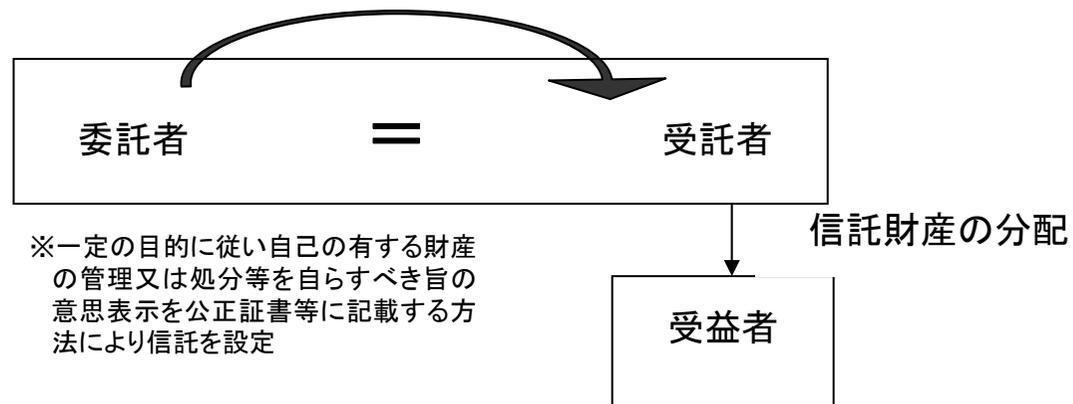
業 者	信託会社 (運用会社)	認可投資顧問業者	投資信託委託業者		
			(投資信託(委託業))	(投資法人(運用業))	
根 拠 法 令	信託業法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	投資信託及び投資法人に関する法律	投資信託及び投資法人に関する法律	
運 用 対 象 資 産	資産一般	証券取引法上の有価証券	有価証券、不動産等の特定資産	有価証券、不動産等の特定資産	
運 用 者 の 参 入 要 件	免許(法3条)	認可(法24条①)	認可(法6条)	認可(法6条)	
兼 業 規 制	あり(第22条)	あり(第31条)	あり(第34条の10、34条の11)	あり(第34条の10、34条の11)	
資 産 の 自 己 保 有	可能	顧客の金銭若しくは有価証券の預託の受入等の禁止(法19条)	顧客の金銭や受益証券等の受入の禁止(法13条の2)	資産保管会社に投資法人の資産の保管に係る業務を委託しなければならない。(法208条)	
受 託 者 責 任	善 管 注 意 務	信託事務の処理における善管注意義務(法28条②)	投資一任契約に基づく受託者若しくは投資一任契約の再委任契約の受託者としての善管注意義務(民法644条)	受益者に対する善管注意義務(法14条②)	投資法人に対する善管注意義務(法34条の2②)
	忠 実 義 務	信託財産に係る受益者に対する忠実義務(法28条①)	顧客に対する忠実義務(法30条の2)	受益者に対する忠実義務(法14条①)	投資法人に対する忠実義務(法34条の2①)
	自 己 執 行 務	受託する信託財産について、信託業務の一部を委託することが可能。委託先についても委託業者の行為として行為規制が及ぶ。(法22条)	顧客と締結した投資一任契約のすべてについて、顧客から一任された投資判断及び委任された権限のすべてを他の認可投資顧問業者等に再委任してはならない。(法2条④(2)、法30条の4)	運用の指図を行う特定の投資信託財産につき当該指図に係る権限の全部又は一部を委託することが可能。委託先についても委託業者の行為として行為規制が及ぶ。(法17条)	運用に係る権限の一部を再委託することが可能。委託先についても委託業者の行為として行為規制が及ぶ。(法34条の5)
	分 別 管 理 務	信託財産は受託者の固有財産及び他の信託財産と分別して管理することを要する。(法28条③)	—	—	—
資 産 運 用	<ul style="list-style-type: none"> ○自己又は利害関係人との取引(法29条②(1)) ○信託財産相互間の取引(法29条②(2)) ○スキュルピングの禁止(法29条①(3)) ○通常と異なる条件で、信託財産に損害を与えることとなる条件での取引の禁止(法29条①(1)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○顧客の相手方となる取引の禁止(法18条(33条において準用)) ○顧客相互間における利益の付け替え等を内容とする投資の禁止(法30条の3①(5)) ○スキュルピングの禁止(法30条の3①(6)) ○通常と異なる条件で、顧客の利益を害することとなる条件での取引を内容とする投資の禁止(法30条の3①(7)) ○認可投資顧問業者の利害関係人たる証券会社等の利益を図るために顧客の利益を害することとなる取引を内容とする投資の禁止(法30条の3②) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己と投資信託財産との取引の禁止(法15条①(1)) ○投資信託財産相互間の取引の禁止(法15条①(2)) ○スキュルピングの禁止(法15条①(4)) ○通常と異なる条件で、顧客の利益を害することとなる条件での取引を内容とする投資の禁止(法15条①(5)) ○利益関係人等の利益を図るために受益者の利益を害することとなる取引の禁止(法15条②) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己と投資法人との取引の禁止(法34条の3①(1)) ○投資法人相互間の取引の禁止(法34条の3①(5)) ○スキュルピングの禁止(法34条の3①(6)) ○通常と異なる条件で、投資法人の利益を害することとなる条件での取引を内容とする取引の禁止(法34条の3①(7)) ○利益関係人等の利益を図るために投資法人の利益を害することとなる取引の禁止(34条の3②) 	

信託法改正で検討されている新しい形態の信託(イメージ)①

○ 事業の信託: 事業そのものを信託財産とする信託

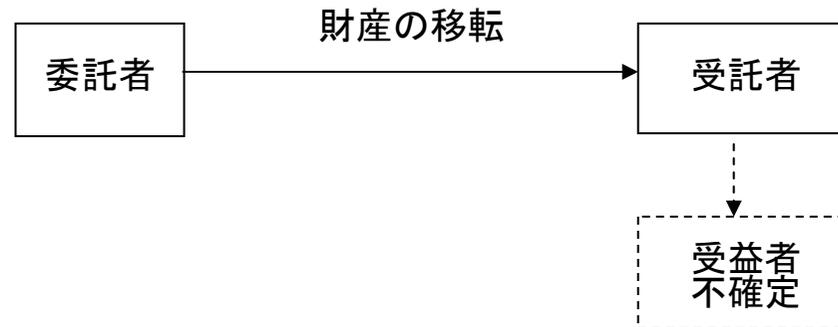


○ 信託宣言: 委託者が自ら受託者となる信託

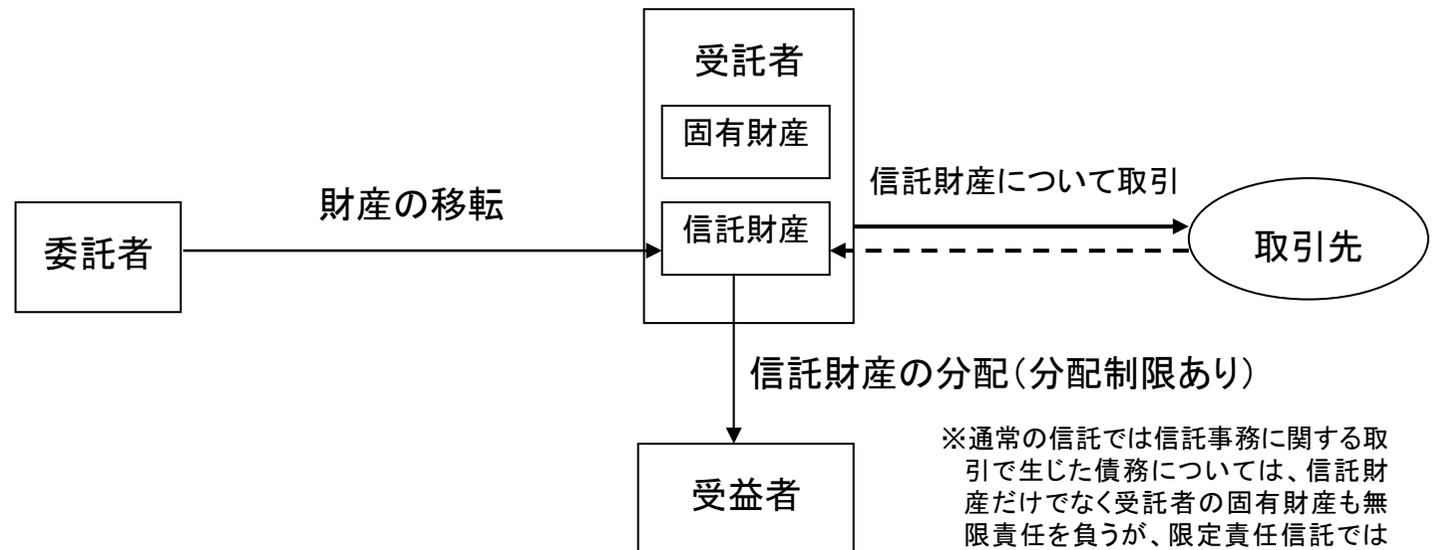


信託法改正で検討されている新しい形態の信託(イメージ)②

○ 目的信託: 受益者の定めのない信託



○ 限定責任信託: 信託事務に関する取引の責任財産が信託財産に限定されている信託



※通常の信託では信託事務に関する取引で生じた債務については、信託財産だけでなく受託者の固有財産も無限責任を負うが、限定責任信託では信託財産のみが有限責任を負う。

新しい形態の信託の活用方法として指摘されている例

・・・法制審議会における議論や「信託法改正要綱試案」に対する各界提出意見」等より抽出

○ 事業信託

- ・ 再生可能性のあるゴルフ場事業をゴルフ場運営会社から（信託することで）切り離し、ゴルフ場事業の継続を可能とする

○ 信託宣言

- ・ 金融機関が固有勘定でオリジネートした貸付債権を（信託宣言を行い、多数の投資家に信託受益権を販売することにより）流動化

○ 目的信託

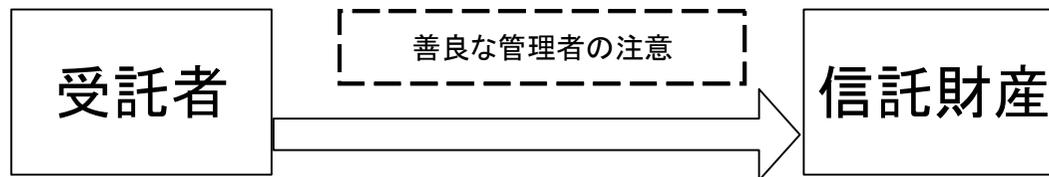
- ・ 自らの出身大学等に特定の研究のために使われることを目的として、ある特定の財産を受託者に信託

○ 限定責任信託

- ・ 資金運用のための信託においてデリバティブ取引等を行う場合

信託法改正で検討されている受託者の義務の種類

- ① 善管注意義務・・・受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもってしなければならない。(ただし、信託行為の定めにより軽減可(任意規定)。)

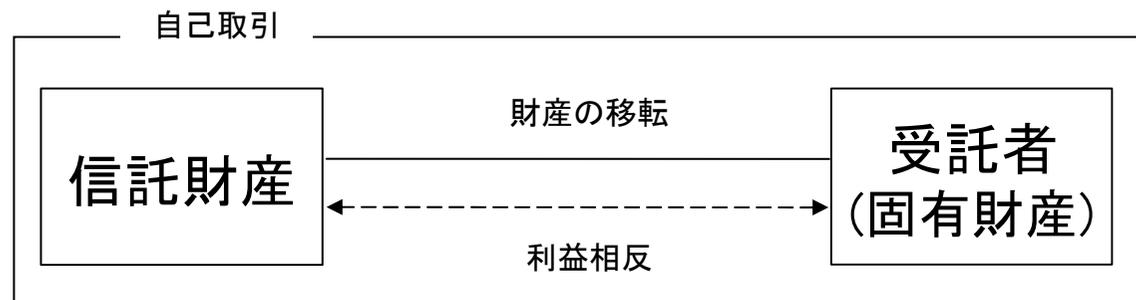


↔ 現行の信託業法では、信託会社に善管注意義務を課している。

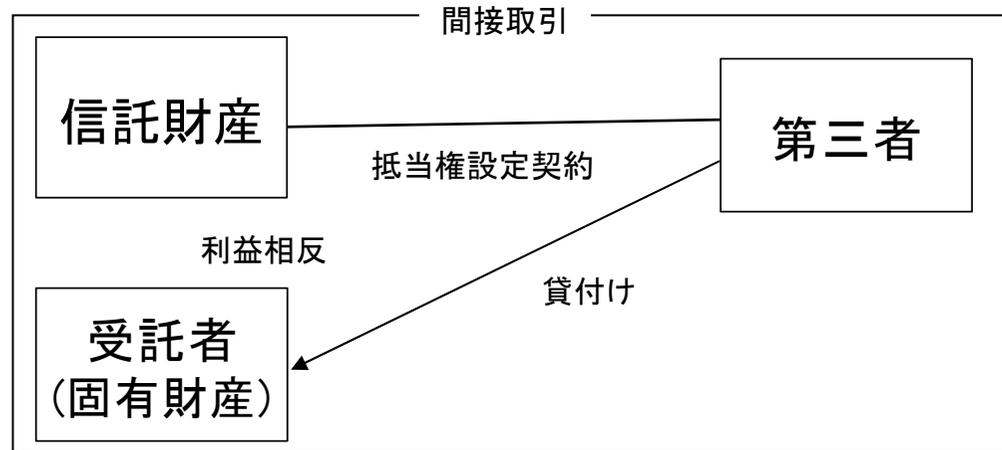
- ② 忠実義務・・・受託者は、受益者のため忠実に信託事務を処理しなければならない(任意規定)。

[主な類型]

○利益相反行為

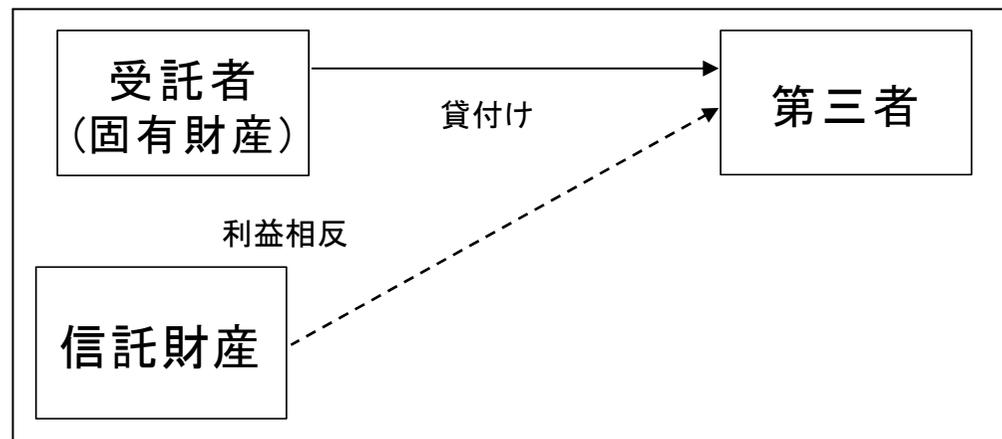


(具体例) 信託財産である土地を受託者の固有財産とする行為



(具体例) 受託者の第三者に対する債務につき、信託財産である土地に抵当権を設定する行為

○ 競合行為



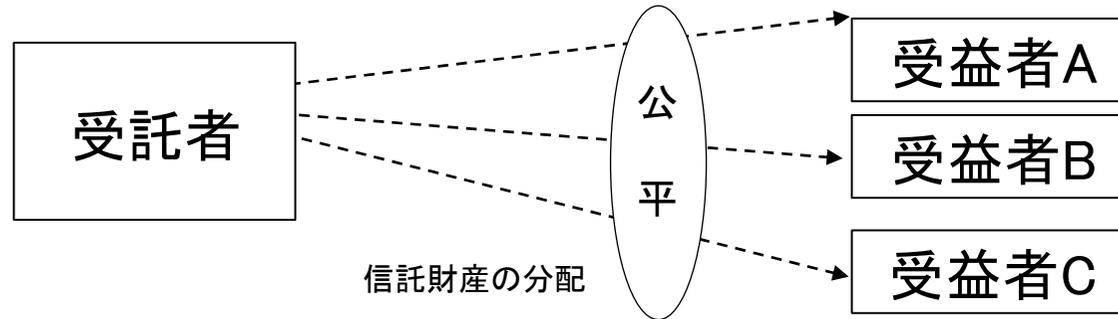
(具体例) 固有財産からの貸付けを信託財産からの貸付けよりも優先させる行為



現行の信託業法では、信託会社に忠実義務を課している。

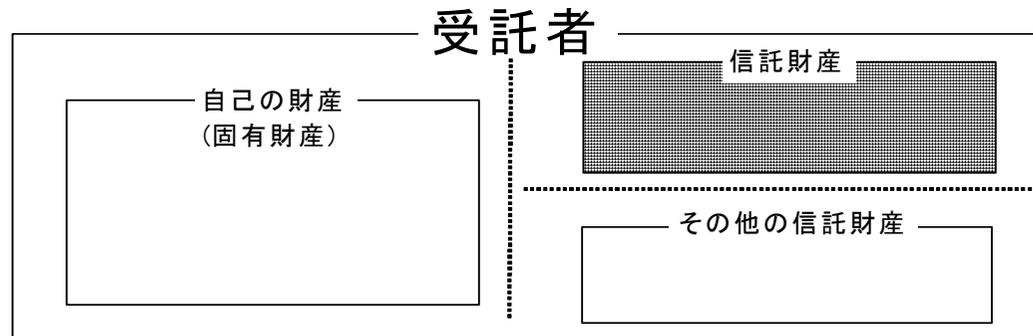
また、自己取引等については、信託契約に定めがあり、信託財産に損害を与えるおそれがないものについて、原則許容している。

③ 公平義務・・・受託者は、受益者を公平に扱わなければならない。(任意規定)



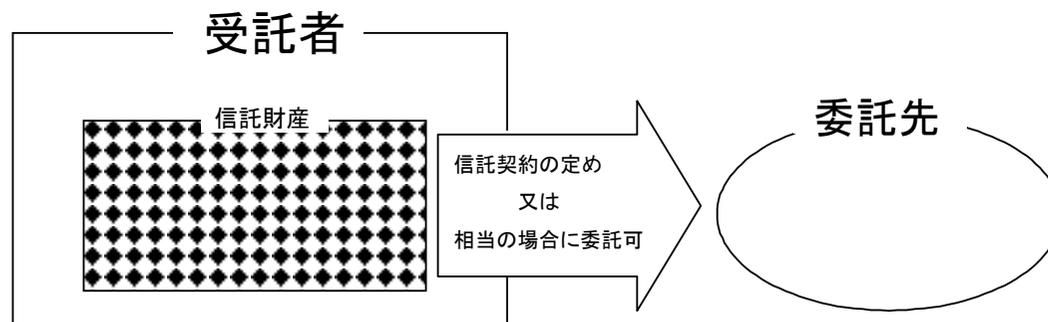
↔ 現行信託業法では、明文上規定はないが、解釈上、信託会社は公平義務を負うとされている。

④ 分別管理義務・・・受託者は、信託財産が適切に確保される方法により、信託財産と固有財産及び他の信託財産とを分別して管理しなければならない(動産・有価証券等について、信託行為の定めにより帳簿上の記載のみによる管理が認められる)。



↔ 現行信託業法では、信託会社に分別管理体制を整備する義務を課している。

- ⑤ 信託事務の委託(自己執行義務)・・・受託者は、信託行為の定めによる場合その他他人に信託事務の処理を委託することが信託の目的に照らして相当である場合には、他人に処理を委託することができる。



- ・ 受託者は、委託先の選任及び監督について責任を負うが、信託行為に別段の定めがあれば、軽減可。
- ・ 委託先の責任規定は削除。

⇔ 現行信託業法では、信託業務の委託について、予め信託契約において定めがある場合に限定して可能としている。

信託業務の委託先は、信託会社と同様の義務を負う。

委託元である信託会社は、委託先が受益者に与えた損害について損害賠償責任を負う。

諸外国における信託制度の状況

○ 米国

- ・ 我が国の信託法に相当するものとして、各州の信託法が存在。
- ・ 業法に相当するものとしては、銀行の信託業務の兼営を規制する連邦規則（レギュレーション9）が存在。銀行は、財務省通貨監督局から免許を受けることで信託業務を兼業することが可能となるが、銀行法の規制の結果として他業は制限される。（信託業の担い手の9割は銀行。）
- ・ 銀行以外の信託会社を認める州もあり、免許により信託会社の設立が可能。

○ 英国

- ・ 我が国の信託法に相当するものとして、受託者法が存在。
- ・ 一部の信託を業として行なう場合については、金融サービス市場法の対象となる。

○ フランス・ドイツ

- ・ フランス・ドイツでは、信託は法律上、明確に位置付けられていない。